

水振第 351 号
令和 8 年 8 月 6 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亘理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 9 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（遠藤）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mai：endo-ryusei@pref.iwate.jp

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業 者の数
	水産動 植物の 種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法						
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業(繁殖 期あわび漁業 を除く。)及び 繁殖期あわび 漁業を除く。)	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11月1日から 11月2日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者 から操業の同意を得ている者	定めなし
あわび潜水器 漁業(繁殖期 あわび漁業を 除く。)	あわび	潜水器	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11月1日から 11月2日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

随時

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年11月1日（令和8年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび漁業（あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）及び繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法					
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業(繁殖 期あわび漁業 を除く。)及び 繁殖期あわび 漁業を除く。)	あわび かぎ、たも	第一種共同漁業一共第15号に隣接する漁業権が設定されていない海域	—	—	久慈市に住所を有する者	13
		第一種共同漁業一共第103号に隣接する漁業権が設定されていない海域			下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	63
		第一種共同漁業一共第105号に隣接する漁業権が設定されていない海域			宮古市に住所を有する者	44
		第一種共同漁業一共第106号に隣接する漁業権が設定されていない海域				90
		第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域			大船渡市に住所を有する者	58

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年9月2日から令和8年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年11月1日（令和8年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合には、岩手海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ漁業 (なまこ潜水 器漁業(繁殖 期なまこ漁業 を除く。)及び 繁殖期なまこ 漁業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業―共 第306号に隣接する 漁業権が設定されて いない海域	8月1 日から 3月31 日まで	―	―	大船渡市に住所を有する者	60

(2) 許可を申請すべき期間

令和8年9月2日から令和8年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合には、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可をする者を定めるものとする。

火光利用敷網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる次の火光利用敷網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 火光利用敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いかなご棒受網漁業	いかなご	棒受網	3月20日から6月30日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	43
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	51
		棒受網		制限なし		岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡大槌町に漁業根拠地を有するもの	13
						岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	24
いかなご、しらうお、棒受網漁業	いかなご、しらうお、しらうお		3月10日から6月30日まで		10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	17

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年9月28日から令和8年10月29日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和9年1月1日（令和9年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和11年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) いかなる棒受網漁業

a しらうお及びしらうおの採捕を目的として操業してはならない。

b 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(イ) いかなるご、しらうお、しらうお棒受網漁業

a ……と……を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、しらうお及びしらうおの採捕を目的として操業してはならない。

b 毎年3月10日から3月19日までの間は、いかなるごを採捕してはならない。

c 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、10キロワット以下でなければならない。

d 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合には、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

さけはえ縄漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる次のさけはえ縄漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 さけはえ縄漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
さけはえ縄漁業	さけ	はえ縄	別記のとおり	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	21
		操業区域1	10月16日から1月31日まで		3トン以上10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	26
		操業区域2	別記のとおり			岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町又は九戸郡野田村に漁業根拠地を有するもの	
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市、下閉伊郡野畑村、下閉伊郡岩泉町又は下閉伊郡山田町に漁業根拠地を有するもの	10

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月27日から令和8年9月29日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年10月16日（令和8年10月17日以降の場合は許可の日）から、令和9年1月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 操業区域1で操業する場合

- a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。
- b 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

(イ) 操業区域2又は両方の操業区域で操業する場合

- a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。
- b 操業に当たっては、無線設備及びGPS又はリーダー設備を具備しなければならない。
- c 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

別記 操業区域

1 操業区域1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

ウ 宮古市重茂鉾ヶ崎突端正東6海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端正東4海里の点

キ 陸前高田市広田町地先椿島南端南東3海里の点

2 操業区域2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（操業区域1の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東10海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東10海里の点

ウ 宮古市重茂鉾ヶ崎突端正東10海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東10海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和8年 月 日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可すべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いるか突棒漁業	突棒	岩手県沖合海面	1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	北海道に住所を有する者	2
						宮城県に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年10月12日から令和8年11月13日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和9年1月1日（令和9年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 宮城県以外に住所を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
- b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

- c 捕獲したいのかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。
 - d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- (イ) 宮城県に住所を有する者の場合
- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
 - b いいいるか(りくぜん型いいいるかを含む。)を除く鯨類を捕獲してはならない。
 - c 捕獲したいのかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、女川港又は鮎川港に陸揚げしなければならない。
 - d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合には、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた許可の基準に従って、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

知事許可漁業の制限措置等の設定について

1 趣旨

- (1) 知事許可漁業の許可等に関する取扱いについては、漁業法、岩手県漁業調整規則及び許可等の取扱方針に規定されている。
- (2) 漁業法及び漁業調整規則の規定により、知事許可漁業の許可申請を募集しようとする際は、許可すべき船舶等の数や操業区域等の事項を「制限措置」として定め、事前に公示する必要があることから、対象となる知事許可漁業の制限措置を定めるため、海区漁業調整委員会の意見を伺うもの。

許可等の取扱方針に定める事項	
制限措置に定める事項	趣旨
	適用範囲
	漁業種類
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
	船舶の総トン数
	推進機関の馬力数
	操業区域
	漁業時期
	漁業者の資格
	許可の基準
	条件
	許可等の有効期間
	許可等の申請等
	資源管理の状況等の報告

- (3) 漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令及び岩手県漁業調整規則に定める知事許可漁業のうち、火光利用敷網漁業、さけはえ縄漁業、いるか突棒漁業（県外船）、あわび漁業及びなまこ漁業の許可を募集するにあたり、「制限措置」の内容を定めるもの。

操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類					
1	中型まき網漁業	6	船びき網漁業	11	かご漁業
2	小型まき網漁業	7	さんま棒受網漁業	12	さけはえ縄漁業
3	かじき等流し網漁業	8	火光利用敷網漁業	13	いるか突棒漁業
4	流し網漁業	9	すくい網漁業		
5	固定式刺し網漁業	10	いか釣り漁業		

操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類					
1	小型機船底びき網漁業	4	かご漁業	7	潜水器漁業
2	あわび漁業	5	小型定置網漁業		
3	なまこ漁業	6	地びき網漁業		

操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業の種類			
1	あわび漁業	2	なまこ漁業

2 制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」について

(1) 操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業について

ア 火光利用敷網漁業

当該漁業では、現在の許可数を基準とし、要望調査の結果と業界団体の意見を踏まえ、次のとおり定める。

【いかなご棒受網漁業】

	現在の許可数	許可の要望数	公示する許可の数
久慈管内	44	43	43
宮古管内	50	52	51
釜石管内	13	13	13
大船渡管内	24	24	24
計	131	132	131

【いかなご、しらうお、しろうお棒受網漁業】

	現在の許可数	許可の要望数	公示する許可の数
大船渡管内	17	19	17
計	17	19	17

イ さけはえ縄漁業

当該漁業では、県が定めた隻数の最高限度を超えないよう水産庁から通達されており、要望調査の結果、許可の要望数が当該許可枠の範囲内であったことから、要望数を許可枠として次のとおり定める。

【操業区域 1】

	許可の要望数	公示する許可の数
久慈管内	21	21
宮古管内	26	26
計	47	47

【操業区域 2】

	許可の要望数	公示する許可の数
久慈管内	16	16
宮古管内	10	10
計	26	26

ウ いるか突棒漁業（県外船）

当該漁業においては、道県ごとに相互の許可数の調整を行ってきた経緯があり、要望調査の結果、許可の要望数が当該許可枠の範囲内であったことから、要望数を許可枠として次のとおり定める。

	現在の許可数	許可の要望数	公示する許可の数
北海道	2	2	2
宮城県	1	1	1
計	3	3	3

（２） 操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業について

ア あわび漁業

当該漁業は、第一種共同漁業権区域内で漁業権者又は漁業権者から同意を得た者があわびを採捕するものであることから、公示する許可の数は「定めなし」とする。

イ あわび潜水器漁業

当該漁業は、第一種共同漁業権区域内で漁業権者があわびを採捕するものであることから、公示する許可の数は「定めなし」とする。

（３） 操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業について

ア あわび漁業

当該漁業は、共同漁業権が設定されていない海域であわびを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえ次のとおり定める。

	許可の要望数	公示する許可の数
久慈地区 （一共第 15 号に隣接する海域）	13	13
宮古地区 （一共第 103 号に隣接する海域）	63	63
宮古地区 （一共第 105 号に隣接する海域）	44	44
宮古地区 （一共第 106 号に隣接する海域）	90	90
大船渡地区 （一共第 306 号に隣接する海域）	58	58
計	268	268

イ なまこ漁業

当該漁業は、共同漁業権が設定されていない海域でなまこを採捕するものであり、要望調査の結果を踏まえ次のとおり定める。

	許可の要望数	公示する許可の数
大船渡地区 (一共第 306 号に隣接する海域)	60	60
計	60	60

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号、第2号、第6号及び第15号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業
- (2) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業、第6号に掲げる固定式刺し網漁業及び第12号に掲げるかご漁業を除く。）
- (3) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (4) かじき等流し網漁業 海面（総トン数10トン以上の動力漁船を使用する場合にあっては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域に限る。）においてかじき等流し網によりかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業
- (5) 流し網漁業 海面において流し網（かじき、かつお、まぐろ、さめ、いるか又はいかをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (6) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網（あわびをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (7) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業
- (8) さんま棒受網漁業 海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさんま棒受網により行う漁業
- (9) 火光利用敷網漁業 海面において火光を利用して敷網（さんまをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
- (10) すくい網漁業 海面において動力漁船を使用してすくい網により行う漁業
- (11) いか釣り漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用していか釣りにより行う漁業
- (12) かご漁業 海面において動力漁船を使用してかごにより行う漁業
- (13) さけはえ縄漁業 海面において総トン数10トン未満の動力漁船を使用してさけはえ縄により行う漁業
- (14) いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業
- (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (17) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含み、あわび又はなまこをと

ることを目的とするものを除く。)により行う漁業

- 2 前項の許可は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 3 号から第 14 号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

- 4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準

を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

漁業法 抜粋（第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条）

第四十二条 都道府県知事は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- 2 前項の申請すべき期間は、漁業の種類ごとに規則で定める期間とする。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。
- 4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、都道府県知事は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。